

第5章 清末の中央官制改革

——戊戌から丙午まで

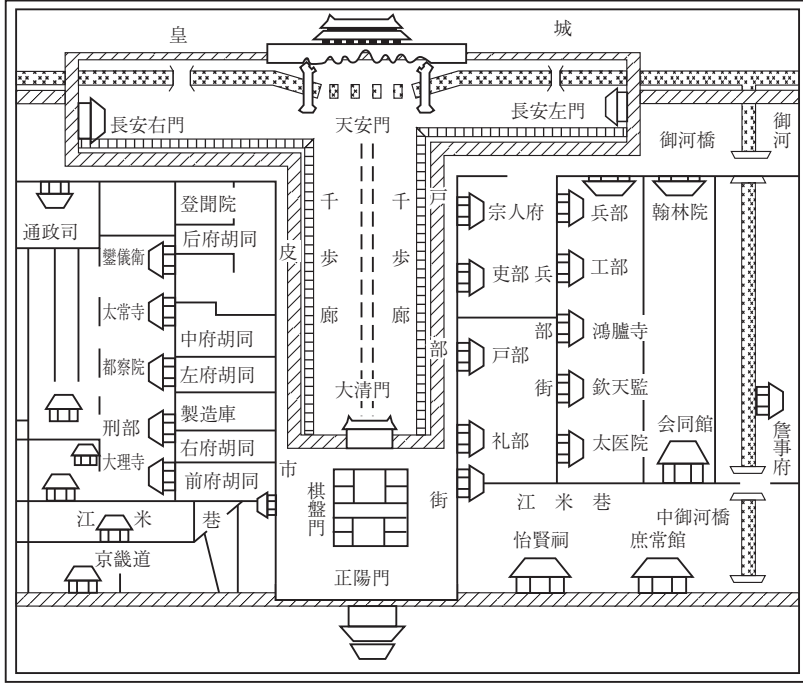
浅沼 かつお

はじめに

図1のように、清代の中央官庁は北京天安門の南に集中していた。吏部（文官を管理）、戸部（税・戸籍を管理）、礼部（礼儀・科挙などを管理）、兵部（武官・軍事行政を管理）、刑部（司法・審判を管理）、工部（国家・宮廷の工程を管理）からなる「六部」はすべてこの一画に軒をならべ、文武の官員は統一的に管理された。明治日本の躍進に脅威と羨望を覚えながら清国でも官制改革の試みがなされたが、そこにはまた独自の論理と文脈があった。改革は繰り返し反対勢力に阻まれたが、その一方で天安門前の官庁街は拡散し、吏部による人事管理は弛緩した。本章は清末の中央官制改革について考察する。戊戌「変法」の一環としての中央官制改革、義和團事件後の改革、そして丙午官制改革が主な検討対象となる。これらのうち、後の二つは「新政」の期間にあたる。改革派と反改革派の議論を比較しながら、主に人事管理制度に焦点をあてて考えていきたい。

ここで「変法」と「新政」の時期区分について簡単にふれておくことにする。劉勁松氏と朱福惠氏によれば、「戊戌変法」とは広義では光緒二二（二八九五）年の「公車上書」から光緒二四年八月六日（一八九八年九月二日）

図1 清代天安門前の官庁街



出典)「清代天安門前の官署辦公区」(羅保平『明清北京城』北京出版社、2000年、53頁)をもとに作成。

に慈禧太后による垂簾聽政がはじまるまでをいう。一方、狭義ではいわゆる「百日維新」であり、光緒二十四年四月二十三日(一八九八年六月一日)に「明定國是詔」が出されてから光緒二十四年八月六日に垂簾聽政がはじまるまでの一〇三日間を指す。本章で扱うのは狭義の変法運動である。

「新政」については、かつては光緒二七(一九〇一)年から光緒三一(一九〇五)年を「清末新政」、光緒三一年の五大臣海外派遣以降を「預備立憲」と呼び両者を区別する見方があったが、現在ではこれらを一つにして「新政」とするのが一般的なようである。⁽³⁾ 蕭功秦氏は、「一九〇〇年から一九〇五年は清王朝の權威危機が形成されはじめたなかでの新政の開始段階である」、「一九〇五年に清廷が人員を派遣して西洋憲政を視察させたときから一九〇八年に慈禧太后と光緒

帝が世を去るときまでが立憲運動を中心とした新政第二段階である」、「一九〇八年一月以後摂政王載灃が執政してから一九一一年の保路運動と辛亥革命の勃発まで、これが新政の最終段階である」と新政期を三段階に分けていゝる。本章では、このうち第一と第二の段階を中心にとりあげたい。

一 戊戌の改革 光緒二四（一八九八）年

本節では、変法運動のなかの中央官制改革について考察する。工部主事・康有為が光緒帝に召見され、「総理各國事務衙門章京上行走」に任命されたのは、光緒二四年四月二八日のことである。正一品から従九品、未入流までの官位のうち、「主事」とは正六品の官にすぎず、さらに康有為は「工部候補主事」であった。後述するが、「候補」とは任用を待つ身分である。「総理各國事務衙門」（総理衙門、総署ともいう）はアロー戦争後に設けられた外交事務機関である。「章京」は具体的な事務にあたる官員であり、もとの品秩、この場合は「工部主事」の正六品を保留した。「行走」は兼任するということである。要するに、康有為の官位は決して高いものではなかった。

この年のはじめ、すなわち光緒二四年正月八日の上奏のなかで康有為は、内廷に制度局を設けること、法律局・税計局・学校局・農商局・工務局・鈔政局・鐵路局・郵政局・造幣局・遊歷局・社会局・武備局の一二局を設けることを提案している。「康南海自編年譜」を詳細に考証した茅海建氏は、この上奏文を「康有為の戊戌変法における最も重要な改革綱領である」と位置づけ、さらに康有為の政治設計のなかで「最も重要なものが制度局である。これは中央の政策決定機構となり、新政の政令はすべて制度局の討論・決定を経たあとに、一二局で処理されることになっていった。康有為本人も制度局に入る、つまり「参議」になることによって、変法の指導者・政策決定者になろうとしていた」と述べている。康有為が戊戌の時点で要求していたのは、「宮中に制度局を開いて全局を計画すること」であり、まだ迅速な国会開設を主張してはいなかった。辛亥革命前夜に刊行された『戊戌奏稿』につい